

四日市市告示第 8 3 号

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成 1 5 年四日市市告示第 3 8 9 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象事業)</p> <p>第 3 条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」(平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第 1 0 0 5 0 0 3 号厚生労働事務次官通知)別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」(以下「社会福祉施設国庫補助金交付要綱」という。)</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に定める施設</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 5 条に定める共同生活援助を実施する指定障害福祉サービス事業所</p>	<p>(交付対象事業)</p> <p>第 3 条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」(平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第 1 0 0 5 0 0 3 号厚生事務次官通知)別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」(以下「社会福祉施設国庫補助金交付要綱」という。)</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に定める施設</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 5 条に定める共同生活介護又は共同生活援助を実施する指定障害福祉サービス事業所</p>

(7)及び(8) (略)

別表第 1

種別	区分	補助基準額	補助率
(略)			
国	(略)		
県	(略)		
補助金交付対象施設	共同生活介護事業所	(略)	

(7)及び(8) (略)

別表第 1

種別	区分	補助基準額	補助率
(略)			
国	(略)		
県	(略)		
補助金交付対象施設	共同生活介護事業所	(略)	

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。